

令和 8 年 8 月 2 7 日

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 9 指名停止措置建設業者：
住 所 東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号
商号又は名称 株式会社 竹中土木
- 10 指名停止の期間：
令和 8 年 8 月 2 7 日 ～ 令和 8 年 9 月 2 6 日(1 ヶ月間)
- 11 事実概要：
施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和 8 年 6 月 1 0 日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定した。
- 12 指名停止の理由：
「うきは市指名停止等措置要綱」第 3 条に定める別表その 2 第 1 2 号「別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」に該当することから、指名停止期間は 1 ヶ月とする。

[うきは市指名停止等措置要綱 別表その 2 第 1 2 号該当]

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 カ月以内